

**鳥取県選挙管理委員会告示第9号**

倉吉市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成22年3月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

| 指定を解除した施設の名称 | 所在地             |
|--------------|-----------------|
| 関金町大鳥居開田地区会館 | 倉吉市関金町大鳥居1074-2 |
| 関金町安歩地区会館    | 倉吉市関金町安歩656-1   |